

10月の無料相談

相談名	日 時	場 所	主な相談内容(相談員)	
市民法律相談	毎週火曜日 13:30~16:30	広報広聴課 (☎内線2376)	法律が関係する困りごと(弁護士) ※予約制	
市民相談	月~金曜日 8:30~17:15		市に対する要望、苦情、意見など(担当職員)	
司法書士相談	9日(水) 13:30~15:30		相続・贈与などの登記、遺産分割、その他法律問題(司法書士) ※予約制	
行政書士相談	17日(木) 13:30~16:30		相続や契約書(賃貸・売買・雇用・介護)などの作成に関すること(行政書士) ※予約制	
総合労働相談	11日(金) 13:30~16:30	広報広聴課	労働・社会保険関係、労使トラブルなど(社会保険労務士) ※予約優先(☎029-350-4864)	
土地家屋調査士相談	2日(水) 13:30~15:30	広報広聴課	土地の境界問題や建物の登記に関すること(土地家屋調査士) ※予約優先(☎029-259-7400)	
行政相談	10月はお休み			
税務相談	1日(火)・8日(火)・17日(木) 13:00~15:00	税理士会土浦支部 (☎824-5055)	税に関すること(税理士) ※予約制(予約時間10:00~14:00)	
心配ごと相談	毎週水曜日 13:00~16:00	社会福祉協議会 (☎821-5995)	日常生活の困りごと、悩みごと(専門相談員)	
消費生活相談	月~金曜日 9:30~16:30	消費生活センター (☎823-3928)	商品、契約や多重債務などのトラブル(消費生活相談員)	
家庭児童相談	月~金曜日 8:30~17:15	こども福祉課 (☎内線2393)	18歳までの子どものすべてについて(家庭児童相談員)	
育児相談	月~金曜日 9:00~17:00	地域子育て支援センターさくらんぼ (☎823-1288)	乳幼児のしつけ、生活習慣(保育士)	
早期療育相談	月~金曜日 9:30~16:30	療育支援センター(ほか) (☎822-3411)	言葉の遅れや落ち着きがないなど、子どもの発達、行動面に関すること(早期療育相談員)	
青少年相談	火~土曜日 10:30~17:00	青少年センター (☎823-7838)	青少年についての困りごと(相談員) ※電話相談可	
教育電話相談	月~金曜日 9:00~16:00	教育相談室 (☎823-7837)	不登校やいじめなどの早期解決と防止(教育相談員)	
交通事故相談	月、水~金曜日 9:00~16:45 (第1・3水曜日は弁護士相談) (13:00~16:00)	土浦合同庁舎県南地方交通事故相談所 (☎823-1123)	交通事故に関すること(県委嘱相談員・弁護士)	
人権相談	月~金曜日 9:30~16:00	法務局土浦支局 (☎821-0792)	家庭内の問題、いじめ、差別など(人権擁護委員、担当職員)	
結婚相談	16日(水) 14:00~16:00 20日(日) 13:30~16:00	男女共同参画センター 研修室	結婚相談(県マリッジサポーター) 問い合わせはこども福祉課(☎内線2281)まで	
生活相談	毎週水曜日 13:00~16:00	新治地区公民館 (☎862-2673)	生活上のこと、人権にかかわること(生活相談員)	
精神保健相談	1日(火) 14:30~16:30 18日(金) 14:00~16:00	土浦保健所 (☎821-5516)	精神障害者の医療などに関すること。(精神科医師) ※予約制。1日2件まで。日時が変更になる場合があります。	
女性のための	フェミニスト相談	毎週水曜日 11:00~15:40 12日(土) 10:00~14:40	男女共同参画センター (☎827-1107)	夫婦のこと、対人関係や職場でのトラブルなど(専門の女性カウンセラー) ※予約制
	一般相談	11日・25日(金) 13:00~16:00		家族、夫婦、仕事など、女性を取り巻くさまざまな悩みごと(専門相談員) ※予約制

消費生活センター ぐらしの豆知識

☎消費生活センター(☎823-3928)

「アナログ回線は使えなくなりまして。光回線工事が必要ですよ」は、嘘!

《事例》 実家に、「今後、アナログ回線が終了し光回線に移行になります。光回線への切替え工事が必要ですよ」と電話があり、高齢の母が対応した。母はよくわからないと答えたようだ。実家ではインターネットを利用してないが、光回線工事をしなければならぬか。

《アドバイス》 このような電話は、大手通信会社が2024年以降、電話回線をIP電話網へ移行すると報道発表したことに便乗し、光回線契約をさせよとする悪質な販売行為です。同様の事例について、大手通信会社のホームページでも注意喚起しています。IP電話網への移行は、通信会社の内部的な切り替え工事であるため、利用者は、工事など切り替えにともなう手続きは一切不要で、固定電話機もそのまま利用できます。

光回線に関する電話勧誘の相談が多く寄せられています。不意にかかってくる電話で、内容を判断するのは難しいので、即答は避け、一旦電話を切って冷静に対処することが大切です。

「消費者ホットライン188」を「存じですか?」

消費者ホットライン188【局番なし】は、お近くの消費生活センターにつながる電話番号です。土日祝日も相談できます。

一人で悩まず、まずは相談

困ったときは、一人で抱え込まないで「消費者ホットライン188」までお電話を。

『泣き寝入りは超いやや(188)!!』
で覚えてね。



消費者庁 消費者ホットライン188
イメージキャラクター「イヤヤン」